

## 広島地方裁判所委員会（第3回）議事概要

## 第1 開催日時

平成16年9月13日（月）午後1時30分～午後3時30分

## 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

## 第3 出席者

[委員] 大迫唯志，尾崎宏明，小野増平，坂本倫城，中原律子，森邊誠一，  
門橋政子，吉岡 浩，吉田幸久，米本 信，米家 隆（五十音順，  
敬称略）

[事務担当者] 藤井総務課長，細木総務課課長補佐

## 第4 議事（発言者：■委員長，●委員）

## 1 裁判所からの説明（第2回委員会が出された意見についての検討結果）

説明の要旨等は別紙のとおり

## 2 意見交換

次のテーマについて，意見交換を行った。

## (1) 「国民から見て，利用しやすい裁判所になっているか。」

ア 裁判の速さについて

イ 裁判の分かりやすさについて

ウ 受付相談窓口の在り方について

エ 広報の在り方について

オ 裁判所を利用しやすく分かりやすくするための方策について

のうち，ア，イ及びオ

## (2) (1)のオないしオについて，地裁委員会として市民の意見を聴くか否か—

必要性及び方法について

意見交換の要旨は別紙のとおり

## 3 次回の意見交換のテーマについて

## (1) 「裁判員制度について」

## (2) 「利用しやすい裁判所等に関して市民から意見を聴く具体的方法について」

4 次回期日

未定

(別紙)

**【裁判所からの説明の要旨とこれに対する意見】**

1 広島地裁ホームページの改善

インターネット上で検索エンジンにより広島地裁のホームページ（以下「HP」という。）を検索してもうまくヒットしない、知りたいことが掲載されていない、素朴な疑問に答えるようなコーナーがない、必要な情報にたどり着きにくい等の意見について

- (1) これまで、下級裁HPのトップページの庁名の標記が「〇〇地方・〇〇家庭裁判所」とされていたため、「〇〇地方裁判所」等で検索してもヒットしないという状況であったが、7月1日以降、庁名の標記を「〇〇地方裁判所 〇〇家庭裁判所 〇〇県内の簡易裁判所」と改めたので、検索によるヒットが容易になった。
- (2) 裁判所のHPは、最高裁のHPと各地の裁判所のHPからなっている。各種事件の裁判手続や書式例、調停委員等裁判に携わる人、司法制度改革、採用試験等の情報は最高裁のHPで提供されており、一方、各地の裁判所のHPでは、主としてその裁判所に直接関連する情報の提供が求められ、相互に補完する内容となっている。広島地裁としては、このような役割分担を踏まえ、国民のニーズの有無、裁判所からの情報発信としての有効性を考えながら、HPの内容を充実させ、見やすいものとして行く必要があると考えている。
- (3) 広島地裁のホームページについては、見直しを行い、次のように改善することとした。
  - ア 「裁判所の紹介」コーナーで、広島簡易裁判所受付相談センターを紹介することとした。
  - イ 「手続案内」コーナーについて、これまで地・簡裁別、各種手続別に情報を掲載していたが、Q&A方式を用い、トラブルの解決について裁判所の手続の流れに沿った形で手続を紹介する形に改めることとした。
  - ウ 「書式例」コーナーについては、最高裁HPに掲載されている書式を参照してもらい形に改めることとし、よりスムーズに広島地裁HPから最高裁HPにアクセスできる方法について最高裁と協議中である。
  - エ 「アクセス情報」を整理し、裁判所の建物の写真を掲載するなど、よりビ

ジュアルなものにした。

オ 「お知らせコーナー」については、より内容を充実させるべく、傍聴案内の記事を一新したほか、傍聴券交付情報も掲載することとした。また、広報用ビデオの貸出情報を新たに掲載し、法廷通訳セミナーや各種行事関係も適時に掲載していくこととした。

カ 裁判所関係では、競売情報のHPへのアクセスが多いが、これについては、意見、感想、要望の書き込みのほか、問い合わせも可能なコーナーがあるので、今後の改善についてはこれも参考にしたい。

キ 下級裁HPのトップページの掲載項目をもう少し細分化する方が必要な情報にたどり着きやすいと考えられるので、それができないか最高裁に照会している。

## 2 リーフレット類の配布先

欧米などでは、リーガルサービスという形で、自治体などが窓口を開いたり、公共的な図書館やホールなどにリーフレットを置いたりしている、また、税務署はバスセンターにリーフレットを置いたりしている、裁判所もそのような手近な方法を探すべきではないかとの意見について

(1) 現在、裁判所で配布している手続等に関するリーフレット類のうち、簡易裁判所の民事手続に関するものは、裁判所の窓口のほか、各種の相談窓口や公的機関に配布し、ホールなどに備え置いて利用者の便に供されている。

(2) リーフレット類の備え置き場所については、その内容等を考え、「競売不動産の買い受けをされる方のために」は裁判所窓口以外への備え置きを検討しているほか、「初めて簡易裁判所を利用される方のために」や「ご存じですか？簡易裁判所の民事手続案内サービス」、「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」は、バスセンターやハローワーク等を新たな配布先として検討している。

## 3 裁判所が市民の中へ出て行くことについて

広島地裁では、中国経済産業局で行われる消費者問題についての関係機関との連絡協議会や消費者問題研究協議会に毎年出席しているほか、各種団体から講演依頼があったときは、公益性がある程度認められる限り、裁判官あるいは主任書記官を派遣している。この10月には、裁判員制度について、刑事部の部総括裁

判官が国際会議場で一般市民に対して講演し、質疑応答を行うことを予定している。

日常的には、簡裁の相談窓口には多くの方が相談に訪れており、手続案内を中心に相談に応じている。また、裁判官による出前講座の実施や団体法廷傍聴者に対する裁判手続の説明をしている。

裁判所は市民の様々な活動の中に入って行って交流すべきであるという意見かと思われるが、裁判の中立・公平性が疑われないようにすることも考えながら、裁判所を身近に感じてもらうために、裁判所がどういう形で市民の中に入って行って交流するのが望ましく、可能なのかについて、更に考えていきたい。

#### 4 市民と双方向のコミュニケーションができる広報について

裁判員制度を円滑に実施するためには、市民と双方向のコミュニケーションができる広報が特に必要であると考えている。

- HPの改善について、二、三日前にHPを見たが、3月の初め頃に比べてずいぶん良くなったように思う。ただ、他の裁判所、札幌とか名古屋とか東京と比べると、「お知らせコーナー」がもう一つかな、と感じる。

「お知らせコーナー」については、裁判所がどれだけ市民に開かれたことを行っているかが特に明確に現れると思う。例えば、札幌の子供コーナーとか東京の中・高生団体傍聴・裁判官の解説など、様々な試みを行っている。このコーナーを充実させれば、地裁としていろいろ行っているということが現われると思う。

- 裁判所が市民の中に出て行くという問題とも関係するが、弁護士会では、司法教育ということで、講師派遣依頼があると弁護士が出かけて司法三者のことを話すという機会がある。裁判所でもできるようであれば、検討していただきたい。

■ 検討する。

#### 【意見交換の要旨】

- 裁判の速さについて、意見を伺いたい。
- 刑事事件は概して早く結論がでるが、民事の損害賠償等については、地裁レベルで慎重に審理されているという印象を受ける。一般市民は、民事事件についてはあまり関心がないように思う。刑事事件で新聞等で大きく報道されるも

のは、結果までが長い。それが当然なのかそうでないのかは、受け取り方によるが、特に刑事事件は長いように感じる。刑が執行されるまで十数年かかったりすると、みんな忘れていくということになる。

- 刑事については比較的早いように感じるが、再審については、未だに狭き門で時間もかなりかかる印象を受ける。
- 傍聴した事件が昭和53年からのものであったので、時間がかかるんだな、と思った。尋問の際、答える人が聞かれたことに答えない、それで余計に時間がかかったように思う。
- 時間がかかると言われるものは例外的なケースで、一般的に長いという印象はない。

刑事事件は人権にかかわるし、慎重かつ充実した審理を要するので時間がかかるのではないか。

素人としての印象であるが、法廷で、裁判官、弁護士、検察官が次回期日のスケジュール調整を行うのを見て奇異な感じを受ける。予定がバッティングしないよう調整するのは分かるが、この日はいいとか悪いとか期日調整に時間をかけるのは、傍聴人にとって何となく奇妙に感じられるのではないか。

- 民事事件、刑事事件をそれぞれ傍聴した。民事事件については、裁判所を介して、まず全体像の説明を受けたので、ある程度内容が分かった。時間がかかるか否かについては、事件によると思う。時間をかけて公平、透明なものにするためには、長くかかるものもあるだろうが、それ以外のものは迅速にしてもらいたい。証拠調べを傍聴して、日常的なものの進め方、対処の仕方とは違うと感じた。事案によって、しっかり審理する、簡略なものは早く、というのが市民としての希望である。

- 長い、短いの評価は、一般論としては難しい。

刑事、民事を問わず、年度末になると判決が集中するというのはどういふことなのかと疑問を感じる。その点は改善すべき余地があるのではないか。

地裁委員会の在り方として、裁判の速さとかを一般論として議論するのはどうかと思う。あくまでも、広島地裁について、いかに市民に開かれたものにするべきか、具体的な議論をした方がよいと思う。

- 裁判所を利用しやすくするという観点から、一般的に裁判が長いという認識

があると思われるので、改善のための前提として、認識をお聞きしている。裁判関係の報道で、例えば五、六年かかった事件について、長い、と報道されることがあるが、国民がそれを見て、裁判はそんなにかかるのかという認識を持つ場合があるのではないか。

- マスコミが取り上げるのは大きな事件で、長いな、どうしてこんなにかかるんだろう、という素朴な受け止め方が一般的であろう。裁判所側だけでなく、弁護士側の問題もあろうかと思う。
- 裁判の速さは、案件によって異なるのが当然であろう。裁判傍聴した際、審理自体は20分程度で終わったが、次回期日の相談で、2か月くらい先でないと開けないというようなことがあった。争点がはっきりしていれば、短期間の間に続けて期日を開くことによって裁判も早く終わると思うが、なぜそんなに先になるのかという印象をもった。裁判官の手持ち事件が多すぎて時間がとれないとか、裁判官の数が少ないとか、その辺りにたどり着く。
- 民事の期日は、裁判所が一方的に決めるわけではなく、双方に相談しながら決めていく。当事者主義であり、当事者が主張、立証、証拠収集をしないと進まないのだから、どう準備してもらうかが重要である。弁論準備期日、争点整理期日等で、双方が準備するのにどれくらいの期間を要するか、相談しながら次回期日を決めていく。判決言渡期日については、概ね1か月から2か月先くらいである。
- 裁判の速さを考えたとき、個々の事件によって違うが、この20年の間でずいぶん早くなったという実感がある。期日がなかなか入らないことについては、弁護士側の責任も否めないが、今後、弁護士が増えれば、期日も早めに入れることができるという方向に向かうとも考えられるが、むしろ拙速すぎないように注意する必要があるということが出てくるかもしれない。裁判が速くなれば、より利用しやすくなるであろうが、それよりも、困ったときに相談しやすくするにはどうしたらよいのかを考える方が、議論しやすいし、目に見えた改善がしやすいのではないか。
- 裁判官や代理人の声が小さく早口で、専門用語が多い。傍聴者は無視されている印象がある。傍聴者にも分かりやすい、共有できるような裁判にしてもらいたい。

- 裁判の納期が分かっていたら利用しやすいのではないかと、自分の裁判がどれくらいかかるのか全く分からないようだと利用しにくいと思う。

同種の裁判がどれくらいかかるのかというような情報があれば利用しやすくなるのではないかと。
- 利用しやすさという意味での速さを考えると、企業が裁判を起こす場合と個人が裁判を起こす場合とでは、意識に若干違いがあるのではないかと。企業としては納期が関心事であるが、例えば個人が金銭的請求をする場合は、納期というより、裁判まで起こさなくてはならないのか、裁判をやって本当に取れるのかという意識ではないかと。ニーズ自体が違うと思う。
- 広島県では、行政関係機関の7割程度が標準処理期間を定めている。裁判官によっても違いがあろうが、標準的な処理期間が明らかにならないものかと思う。また、弁護士費用等、裁判にかかるコストをどれだけ明らかにできるかも問題になる。
- 費用のオープン化に関しては、従前からあった弁護士費用の一覧表（基準表）を撤廃し、依頼者と直接決めていくことと、受任時に報酬の見込みについて説明し、必要があれば契約書を作成するというのが今の流れである。目安としてのオープン化が進むかどうかは、難しくなってくるかもしれないが、相談時にはきちんと説明するよう指導を受けている。
- 欠席の委員から予め提出された意見（一般的に時間がかかる。医療訴訟は特に長い。）を紹介
- 裁判の速さが使いやすさの要素であることは間違いない。広島地裁委員会が設置されている意義を考えれば、一般市民の立場から見て、使いやすいか、障害があるのか、あるとすれば何が障害なのか、速さか費用か、全く別のことか、想像することはできても、それが当たっているか否か分からない。委員会内部だけでなく、これを通して問題提起できる機会がないか考えたい。
- 次に、裁判の分かりやすさについて、意見を伺いたい。
- 当事者にとって分かりやすいことが大切なのが大原則であるが、それが分かりやすければ、傍聴人にも分かりやすいと思う。例えば刑事事件の被告人が、進行、プロセスを十分認識、理解して法廷にいるのか、少し心配である。
- 傍聴人が分かりやすくて仕方がない。刑事事件なら、被告人がきちんと理



解しなければならない。しかし、私が傍聴した限りでは、裁判官も検察官も早口で、本当に被告人が理解しているのか疑問である。複雑な内容の事件だと、分かりにくいのではないか。

- 当事者に分かりやすいのが重要である。陪審員制度は、いかにして陪審員に分かりやすくするかが重要であり、裁判員制度は裁判を分かりやすくしようとする制度であると思う。
- 弁護士も、もっと簡単な言葉を使いたい。
- 次に、裁判の利用しやすさについて、意見を伺いたい。
- 一般市民からすれば、裁判は少ない方が住みやすいと思う。裁判の期間、費用が明確でなく、一般の人には分からない。それが分かれば利用しやすくなると思う。
- おそらく多くの一般市民は、裁判には関わりたくない。そういう人たちに裁判、司法とはどういうものか知らせること、困っている人たちに糸口を示すこと、トラブルがあったときに相談に行ける場所があってそこから裁判所に行き着くシステムを作ることを考える必要があると思う。それが具体的にどういうものであるのか、私にもすぐには分からない。
- 傍聴していて感じたが、みんなしかめ面をしていて、近づきがたい。笑顔があればよい。
- 私自身、紛争を抱えても裁判にまでいったことはない。県には苦情処理委員会が設置されているが、あまり活用されていないし、有効なADRがない。裁判までいかななくても、話し合いで解決できるような問題が多いと思うが、利用しやすくなるためには、常に情報公開が必要だと思う。常に公開されていれば、裁判に対する今までの印象を変えることになると思う。
- 総合法律支援法が公布されたが、支援センターへのアクセスのしやすさが必要となる。
- 裁判の利用のしやすさと裁判所の利用のしやすさとは違うと思う。支援センターの設置というのは、裁判の利用のしやすさより、裁判所の利用のしやすさに視点があるのではないか。裁判所が、いわゆる駆け込み寺として利用できる場所まで降りてきてくれるのかどうかということが、利用しやすさではないかと思う。簡裁、家裁は市民の相談の場所になっているだろうが、地裁でも敷

居を下げるというか、駆け込み寺的なものになれば利用しやすいかもしれない。裁判所の在り方の問題かもしれないが、受け手としての裁判所ではなく、裁判官、弁護士等がもっと市民生活の中に出て行くようなことがあってもよいのではないか。一つひとつ積み重ねていく以外にないと思う。各地裁のHPを見ると、様々な試みを行っている。良いものを取り入れることができれば、市民生活と密着した裁判所になるための一方法になるのではないか。

- 利用しやすさについて、若い職員と議論してみたが、これからの日本の裁判所はインターネット社会でどう変わるのか、どういう方向に進んでいくのか、現在は出頭主義、口頭弁論主義だが、諸外国の例を見ると、電子裁判など、インターネット上で行う制度がある、というような意見が出た。
- 裁判所でも、専門家の意見を聞いており、今後、様々な申立てについてインターネットでできる方向に進みつつある。
- 広島簡裁に受付相談センターがあるが、市民にほとんど知られていないのではないか。街中で広告を見かけることもない。必ずしも訴訟前提でなくても、少額訴訟に関するアドバイスを受けられるとか、存在が知られていればかなり違うと思う。まずどこかへ相談に行って適切なアドバイスを受けられれば、例えば訴訟もできるかもしれない。市民が最初に行ったところが裁判所まで導いてくれる、そういう連絡のよさ、ネットワークが必要である。
- 様々な困り事があつたとき、最初に行くのは行政である、ということは確かにあると思う。弁護士会がやっている法律相談でも、すぐにいっぱいになるのが市の相談である。区での相談がなくなり、市の相談も週1回で、時間が区切られることがある。弁護士会も行政と連携して、行政の窓口を広げることが司法全体の利用へつながると思う。
- 裁判所を利用したいと思った経験がないが、利用しないですむのであれば、それがいい。しかし利用すべき事態が生じたとき、身近なところに相談窓口が多ければよい。また、実際に裁判所を利用した人に、どんな問題があつたか、アンケートをしたり、意見を聴くべきである。
- 次に、広島地裁委員会として市民の意見を聴くか否か、について、意見を伺いたい。
- そういう機会があれば、聴いた方がよい。

- 機会があれば、聴くのがよい。
- よりよいものにするためには、意見を聴くのがよい。
- 委員は、それなりの経験なり知識をもっているが、いわゆる一般市民がどう考えているのか分からないので、聴いてみたいと思う。
- 聴くことに賛成である。
- できる限り聴くのがよいと思う。
- 意見を聴く方法についてはどうか。
- 各委員が、それぞれの分野で様々な関わりがあると思うので、例えば、各委員が個人、団体を推薦するという方法でもよい。個人レベルの意見吸い上げの方法としては、ツールとしてインターネットが有効であるので、委員会のHPを立ち上げて掲示板を設ける等の方法もあろう。
- アンケートは有効な方法であると考えてるので、実施を提案する。実施の可否、内容、項目について検討してもらいたい。
- 鳥取、千葉、岡山の裁判所でアンケートを実施した例があるのなら、その情報を入手してもらいたい。
- 次回の意見交換のテーマについて、意見を伺いたい。裁判員制度は国民の協力を必要とするので、「裁判員制度について」が考えられるが、どうか。
- 引き続き、市民から意見を聴く具体的方法について協議したい。
- 次回のテーマを、1「裁判員制度について」、2「利用しやすい裁判所等に関して市民から意見を聴く具体的方法について」とする。

開催期日については平成17年2月ころを目処とし、追って調整の上、お知らせする。

(以上)